

能登創造的復興タスクフォース会議 (第1回)

議 事 次 第

日時：令和6年7月1日（月）10時35分～

場所：石川県奥能登総合事務所

1. 政府関係機関からの発言 【各省庁等】
2. 6市町からの発言 【6市町】
3. 意見交換
4. 防災大臣発言 【防災大臣】
5. 知事発言 【石川県知事】

能登創造的復興タスクフォース第1回会議 会議資料

【資料1】奥能登版デジタルライフラインの整備（経済産業省）

【資料2】地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）の創設について
（厚生労働省）

【資料3】被災者支援の取組状況（総務省）

【資料4】復興まちづくりの進捗や課題について（穴水町）

【資料5】能登町復旧・復興への取り組み（能登町）

【資料6】復興まちづくりの進捗や課題について（志賀町）

奥能登版デジタルライフラインの整備

資料1



- 令和6年能登半島地震の創造的復興にあたり、デジタルライフラインの整備を取り込み、有事の際にも誰一人取り残されない支援を、平時からの日常利用・備えによって実現し、奥能登の復興が人口減少地域における地方創生のモデルとなることを目指す。



整備方針



物資情報の集約管理

災害時の必要物資の明確化、被災状況に応じたプッシュ型の物資支援



ドローンの活用

孤立集落等への緊急物資の配送や被災状況の把握、インフラ等の緊急巡視及び点検等の実施



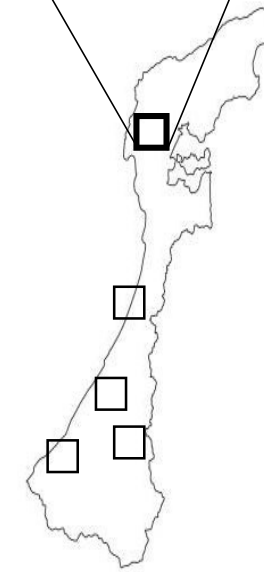
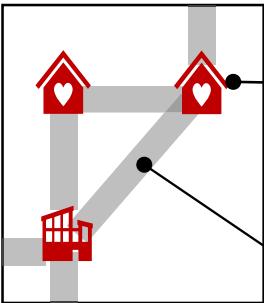
必要な通信環境の整備

強靱な通信インフラの整備



避難所の被災者把握

マイナンバーカード等による安否情報等の一元化、名簿作成の迅速化



モビリティ・ハブの整備

- 避難所として活用される拠点において、平時のビジネスモデルも勘案しながら、マイナンバーカード読取機、物資倉庫（物資調達・輸送調整等支援システムとの連携含む）、ドローン機体及び共通の充電設備等必要な整備を行う



ドローン航路の整備

- 災害時における各種法令の考え方、関係者との運航調整方法等についてあらかじめ整理するとともに、必要に応じて電波環境調査を行う
- 有事の際の被災者向けのドローン配送に関する枠組み及び県と事業者団体との事前協定等の体制構築スキームを検討する
- 各自治体が策定する地域防災計画の見直しの際に、ドローンを活用した緊急物資の配送や被災状況の把握、インフラ等の緊急巡視及び点検等の記載を検討するとともに、防災訓練等でドローン配送の試行を行い、地域における社会受容性を向上させる



福島県と連携したドローン運用ガイドライン改訂

- 能登半島地震でのドローン運用の課題を踏まえ、関連団体等と連携して福島ロボットテストフィールドで策定済のガイドラインの改訂を実施する



基地局等の通信インフラの強靱化 被災者データベースの整備

奥能登での経験を踏まえ、石川県内の自治体において避難所として活用される拠点で整備を進める

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）の創設について

○ 令和6年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、当該地域において事業所を設置・整備し、それに伴い、地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対する地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の特例を創設する。

事業の概要

- 対象地域
石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
- 特例措置期間
1年限りの暫定措置とし、当該期間内に計画書を提出することが必要
- 支給要件
事業主が対象地域において、事業所の設置・整備（注1）及び対象労働者の雇入れ（注2）を行った場合に、設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、右記の一定額を助成
（注1）：復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理を含む
従業員の新設・借上げ、通勤車両経費を含む
（注2）：地震発生から施行日前日に一時離職者となった者の再雇用を含む
- 助成期間
1年ごとに最大3年間(3回)の助成
- 施行期日：令和6年7月1日（予定）
※ 発災日（令和6年1月1日）以降、施行日前日までに実施した設置・整備及び雇入れも対象

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	2人	3（2）～4人 （注）括弧は創業の場合	5～9人	10人以上～
100万円以上	30万円	50万円	80万円	100万円
300万円以上	60万円	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上	80万円	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上	120万円	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円	800万円

※ 支給額は通常コースの原則2倍

※ 網掛け部分については、設置・整備費用、対象労働者の下限を緩和し、新たな区分を新設。

被災者支援の取組状況

令和6年7月1日
総務省行政評価局

能登半島地震対応(現在も実施中)



特別行政相談所の開設 (石川県内77か所で開設)



生活支援情報をまとめた ガイドブックを避難所等に配布

約1万7千部配布、約7万件のダウンロードあり。
現在、第18版



行政相談委員の団体が発行している災害リーフレットも被災者に提供



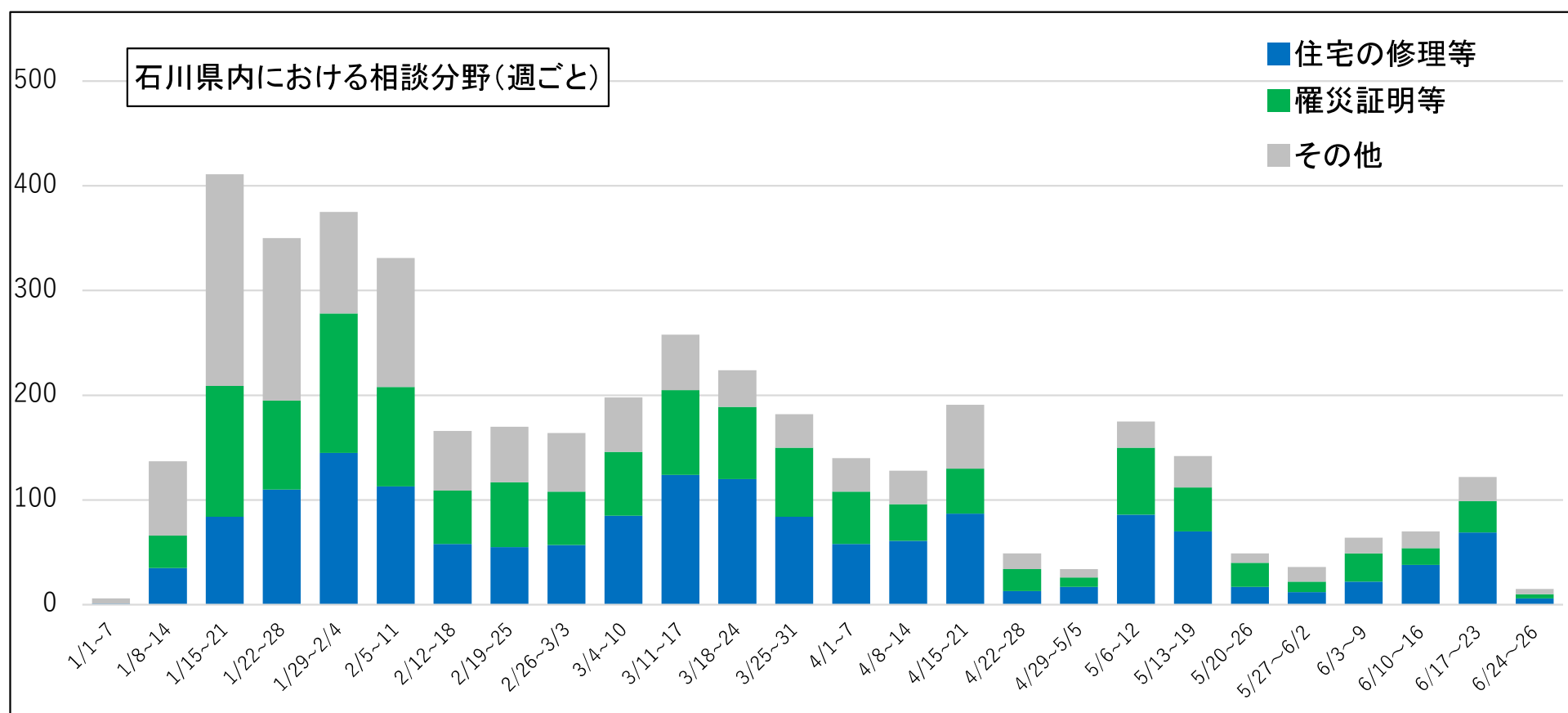
「災害専用フリーダイヤル」 設置(1/12～)

現場で把握したニーズや、フリーダイヤル等に寄せられた
ご相談は、内容に応じて、適宜、関係機関に照会・相談して対応

石川県内の相談受付件数と相談内容(6月末時点)

相談受付件数は約4,000件。相談内容は罹災証明、住宅修理等の相談が大半

- ✓ 罹災証明の「手続きに関する照会」→4月以降は「(罹災証明の)判定に関する相談(判定に納得できない)」にシフト
- ✓ 住宅修理等は、修理費用に関する支援制度や仮設住宅に関する相談が大半
最近では公費解体に関する相談が増えてきている(例:家財を搬出できないが、どうすればよいか)



関係機関と連携した課題解決事例

罹災証明(2次避難をされている方からのご相談)

輪島市から金沢市などに避難しているが、罹災証明書の申請の際には輪島市の窓口に行かなければいけないのか教えてほしい。

内閣府通知を基に、「避難先の自治体が、被災者に代わって被災者の住家が所在する自治体に罹災証明書の申請書を転送」できる旨を案内

珠洲市に申請した罹災証明書を珠洲市に行かなくても交付してもらえる方法はないか。

珠洲市に照会。「市に来られない場合には、市が申請書に書かれた連絡先に電話するなどして必要な対応を行った上で、郵送することは可能」との回答

仮設住宅(1.5次避難所にある相談所に寄せられたご相談)

輪島市の仮設住宅の申込みをしたいが、母が新型コロナウイルスに感染し、一次的に外出制限をしていたため、輪島市への仮設住宅の申込期限を過ぎてしまった。
輪島市に仮設住宅の申込みはできないか。

その場で輪島市の担当者と携帯電話で連絡を取りつつ、相談者に対し対面で、仮設住宅の電子申請の申込みをサポート

みなし仮設住宅(自治体からのご相談)

ライフラインが途絶しているため、みなし仮設住宅の入居要件に該当するはずだが、それが明確でないため、なかなか仮設住宅の案内ができない。

内閣府から、被災自治体に対して、「ライフラインが途絶している場合にもみなし仮設住宅の入居が可能」である旨を通知。
みなし仮設住宅の申請が進む

マイナンバーカード(2次避難をされている方からのご相談)

避難先の市区町村で、マイナポータルで罹災証明を申請しようとしたところ、暗証番号を3回間違えてロックされてしまった。
避難先の市区町村でマイナンバーカードの暗証番号の再設定をしたいが、住所地市区町村(奥能登地域)の窓口でなければならないとされている。
避難先の市区町村でも再設定できるようにしてほしい。

1/22から特例的に、石川県内の一部の市町の住民の方については、避難先の市区町村の窓口でマイナンバーカードの電子証明書の暗証番号の再設定ができるよう、1/19に総務省から全国の自治体に通知

【参考①】 石川県の地元紙に被災者支援情報を掲載(1/19)

壁に貼るなど
周りに方にも
お伝えください

-被災者生活支援情報-

令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます

くらしの中に
総務省

代表的な支援策について

① 罹災証明書の申請手続について教えてください。

- 各市町にお問い合わせください。(輪島市、穴水町は電子申請のみ受付) ※輪島市については交付時期が未定(1/17時点)
- 申請には、罹災証明書交付申請書、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)、被害の状況が確認できる写真等(自己判定方式の場合)、判定が必要な家屋の位置図(市町によっては不要になります)、代理人が申請する場合は委任状が必要です。

罹災証明のオンライン申請

県内14市町で罹災証明書のオンライン申請を開始しています。
 詳細はデジタル庁HPをご覧ください。

② 被災した自宅の応急修理を依頼したいが、詳しい内容を教えてください。

- 各市町にお問い合わせください。
- 災害により住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- 1世帯当たり70万6千円(準半壊は34万3千円)が上限となります。

③ 被災した家族を安全なところへ避難させたい。2次避難について教えてください。

- 令和6年能登半島地震2次避難所運営事務局コールセンター(0120-266-755)にお問い合わせください。
- 相談いただいた内容をお住まいの市町・県と共有し、事務局が移動や宿泊先の手配を行います。
- 自宅や仮設住宅等への入居が始まるまでの間、一時的に、被災地の避難所から、金沢以南や県外のホテル・旅館に避難いただけます。

④ 当面の生活資金に困っているの、何か利用できる制度があるのか教えてください。

- 各市町が社会福祉協議会にお問い合わせください。
- 被災者生活再建支援金の支給や、災害援護資金の貸付(世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて貸付を受けられる制度)、低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対する生活福祉資金の貸付(緊急小口資金、福祉費(災害援護費))などがあります。

⑤ 被災しても各種手続は期日までに行わないといけないのか。

- 運転免許などの許認可等の存続期間(有効期間)が延長されます(最長で令和6年6月30日まで)。
→詳しくは、ガイドブックか「総務省特設ページ」をご覧ください。
- 各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が、令和6年4月30日まで延長されます。
- その他、法人に係る破産手続開始の決定の留保、相続放棄等の熟慮期間の延長、民事調停の申立手数料の免除などがあります。

これからの生活再建に向け、何から手を付けていけばよいか、どんな支援があるかなど、
 お役に立つ情報をまとめたガイドブックを作成し、各避難所等にお配りしています

災害専用フリーダイヤルのお知らせ

被災された皆様への支援など、どのようなものがあるか、どこに相談したらよいかなどのご相談はこちら

0120-776-110

受付期間: 令和6年1月12日(金)から当面の間
 受付時間: 8時30分～17時15分(当面の間は、土・日・祝日も受付)
 対象地域: 石川県全域
 受付内容: 役所の仕事や手続、各種の支援措置などについての問合せ、相談
 ※直接お答えできない場合でも、支援措置を講じている関係機関等と協力して、情報を提供します。

ガイドブックについて

生活支援情報をまとめたガイドブックを市町の役場や避難所等にお届けしています

- ガイドブックの最新版は、石川行政評価事務所ホームページに掲載しています
- 各市町で開設する相談所の最新情報もホームページに掲載しています

石川行政評価事務所

相談所一覧

県内避難所等にて、被災者の皆様からの問合せや相談を無料で受け付けています(事前予約は不要。秘密厳守)

市町名	開設場所	開設日	開設時間	問合せ先
金沢市	いしかわ総合スポーツセンター 1.5次避難所内 (金沢市権日野町北222) ※「1.5次避難所」の入り口から入って左手奥にブースがあります	1月13日(土) ～当面の間	10時～15時	076-222-5232 (石川行政評価事務所)
	旭町保育園(金沢市旭町2-13-1)	1月24日(水)	13時～16時	
	近江町いちば館4階(金沢市青草町88)	1月25日(木)	13時30分～16時	
野々市市	野々市市保健センター1階検診室(野々市市三納3丁目128番地)	1月22日(月) 2月1日(木)	14時～16時	
小松市	小松市役所1階くらしあんしん相談センター(小松市小馬出町91)	1月25日(木)	13時～15時	
かほく市	かほく市障害者相談支援センター 相談室(かほく市宇野気71-2)	1月25日(木)	13時30分～15時	
中能登町	行政サービス庁舎2階201会議室(中能登町能登部下91-23)	1月25日(木)	13時30分～16時	

※七尾市では、【1月29日(月)～2月10日(土)のいずれか2、3日】に開設予定
 ※輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、志賀町においても1月下旬以降、順次開設予定

ホテル・旅館等への2次避難について(石川県からのお知らせ)

- 自宅や仮設住宅等への入居が始まるまでの間、一時的に、被災地の避難所から、金沢以南または県外のホテル・旅館に避難いただけます
- 相談いただいた内容をお住まいの市町・県と共有し、移動や宿泊先の手配を行います

ホテル・旅館へ避難可能な方	受付時間	問合せ先	備考
- ホテル・旅館での自立した生活が可能の方 - ご家族の介助によりホテル・旅館での生活が可能の方	9時～18時 (土日祝も含む)	0120-266-755 (令和6年能登半島地震2次避難所運営事務局コールセンター)	- 宿泊料はすべて無料 ※食事の提供については、施設によって取扱いが異なります - 罹災証明は不要

【参考②】 特別行政相談所のご案内(7/7珠洲市、7/9輪島市)



総務省

珠洲市 災害合同相談所

相談無料
秘密厳守

能登半島地震で被災された方からの
ご相談を専門家がお受けします！

日時 7月7日(日)
12:30~15:30

※予約不要。混雑時は開始時間前に整理券を配布

場所 珠洲市多目的ホール
ラポルトすず
(珠洲市飯田町1-1-8)



MAP

相談員 住宅金融支援機構 弁護士 司法書士
行政書士 建築士 行政相談委員 行政評価局

このようなお困りごとなどはありませんか？

- ☒ 住宅を修理すべきか、解体すべきか迷っている
- ☒ 隣家が倒壊し、自宅に被害を受けたがどうしたらいいか
- ☒ 公費解体のために、相続人の同意が取れず困っている
- ☒ 利用できる支援制度について教えてほしい

裏面も
ご覧ください



行政相談マスコット
キクーン

お問い合わせ
▼ 総務省 石川行政評価事務所
☎076-222-5232 (受付時間：平日 8時30分～17時15分)

石川県・珠洲市・総務省石川行政評価事務所



総務省

能登半島地震で被災された方からの
ご相談をお受けします！

相談無料
秘密厳守

お困りごと相談所

日時 7月9日(火) 9時30分～12時

場所 輪島市役所 1階 特設会場
(輪島市二ツ屋町2-29)

相談員 行政書士、行政相談委員、石川行政評価事務所

こんなお困りごとはありませんか？

- ☒ 利用できる支援制度について教えてほしい
- ☒ り災証明や各種支援金などの申請手続きについて知りたい
- ☒ 地震で被害を受けて困っているが、どこに相談してよいか分からないなど

総務省では、被災された方のための
災害専用フリーダイヤルも開設しています。



行政相談マスコット
キクーン

☎0120-776-110
(受付時間：平日 8時30分～17時15分)

お問い合わせ
▼ 総務省 石川行政評価事務所
☎076-222-5232 (受付時間：平日 8時30分～17時15分)

復興まちづくりの進捗や課題について

～復興に向けた基本理念～

みんなで創ろう 未来のあなみず

～復興に向けた4つのシンボルプロジェクト～

◇災害に強いまちづくりプロジェクト

- ①全町を挙げた防災意識の向上
- ②今回の地震の検証による防災計画の見直し
- ③災害に対する備え
- ④共同拠点の整備
- ⑤記憶の伝承

◇地域コミュニティとなりわいの再生プロジェクト

- ①地域コミュニティ維持と再生
- ②被災産業への早期再建支援
- ③町の魅力の再発見および新たな魅力の創出
- ④企業誘致の強化
- ⑤移住定住人口・関係人口の拡大

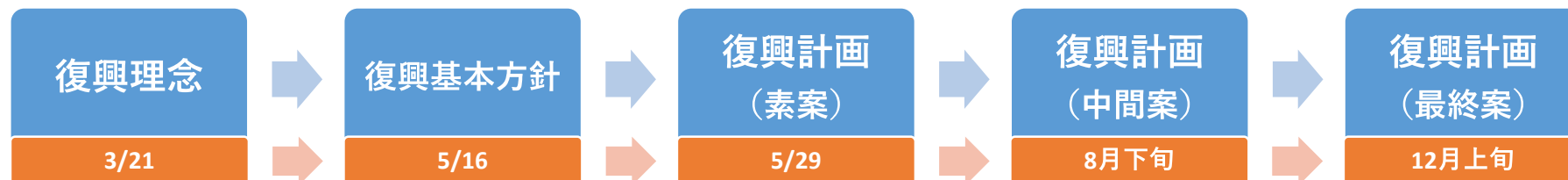
◇魅力ある子育てと教育の環境づくりプロジェクト

- ①子育てと仕事の両立支援
- ②子育てのための生活環境整備
- ③災害に強く魅力ある保育・教育施設の整備
- ④穴水で学ぶことに誇りが持てる環境の整備

◇奥能登の玄関口再生プロジェクト

- ①穴水駅周辺の再生
- ②公共交通機関や新たな交通手段の整備
- ③住まいや物流拠点の再整備

能登町 復旧・復興への取り組み



- ・ 復旧・復興推進本部

- ・ 復興推進委員会

町民、各種団体、学識経験者等23名
復興推進アドバイザー4名
「すまいと暮らしの再建・安全な地域づくり部会」
「産業・経済復興部会」



復興まちづくり意見交換会の模様

- ・ 復興まちづくり意見交換会

5/17～5/25 町内15地区、金沢市で開催
564人が参加

- ・ 全町民（18才以上）アンケート 6月実施
※中高生アンケート 7月実施

- ・ 復興まちづくり対話会（ワークショップ）
7月～実施予定

課題

- ・ 業者及び宿泊施設不足により、建物の修繕が進まないこと。
- ・ 災害査定が激甚補助率適用期間に終わることが出来ないこと。

①全て国庫補助（激甚災）対象の場合

百万円

区分	事業費	国庫補助 (国庫94～97%※)	起債充当 事業費	起債充当 90%～100%	交付税措置 95%	実質負担
農地・農業施設	14,325	13,784	541	487	462	78
公共土木施設	16,503	16,008	495	495	470	25
計	30,828	29,792	1,036	982	932	103

①

②R6中に災害査定を終えることができない場合

現在の査定状況から農地・農業施設では50%、土木施設では25%が年内中に査定完了が困難と想定

区分	災害指定	事業費	国庫補助 (50～66.7%)	起債充当 事業費	起債充当 80%～100%	交付税措置 95%	実質負担
農地・農業施設	激甚災 (国庫94～97%※)	7,163	6,892	271	243	231	39
	通常災 (国庫50～65%)	7,162	4,378	2,784	2,228	2,116	668
公共土木施設	激甚災 (国庫97%※)	12,377	12,006	371	371	353	19
	通常災 (国庫2/3)	4,126	2,751	1,375	1,238	1,176	199
計		30,828	26,027	4,801	4,080	3,876	925

②

※これまでの激甚指定災害での補助率から想定

$$\textcircled{2} - \textcircled{1} = 822$$

①と②のケースによって実質負担で822百万円増える状況。
年内中の査定完了に努力しているが、進捗に遅れがみられる。
⇒災害査定の延長と補助率の嵩上げ期間の延長を要望したい

復興まちづくりの進捗や課題について（志賀町）

（復興まちづくりの進捗）

発災後6カ月が経過し、指定避難所の避難者は1月初旬には3,300人であったものが、全町で水道が復旧した3月初旬（3/2）には、300人にまで減少し、応急仮設住宅の建設・入居開始により、現在の避難者は100人程度となっています。

一方で、まち再生の第一歩となる被災住家等の公費解体が遅々として進んでいません。また、応急仮設住宅には入居する高齢者が多く、その対策が急がれるところでもあります。

本町では7月末を目途に復興計画を策定しており、一日も早い復旧・復興を目指し、施策を進めていきたいと考えている中で、それらの課題等について、その一端を申し上げます。

（課題）

1 公費解体の申請に係る更なる簡素化と対象拡大について（環境安全課）

公費解体は、復興の第一歩であり、これが進まない则後続の復興事業は進みません。

先般、国からは、建物の機能を失ったものは登記官の職権により滅失とし、相続人の同意がなくても市町の判断により申請が可能と示されました。

しかし、これ以外の建物（半壊建物など）は、建物の状況等を総合的に考慮し、共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合にのみ、相続人の同意を得ずとも申請は可能といった曖昧なものとなっています。

国では、全て市町の判断に委ねるのではなく、相続人全員の同意を不要とするような明確な基準又は制度の確立をお願いします。

併せて、町全体の復興を早めていくため、半壊以上の公共施設についても公費解体の対象としていただきますようお願いします。

2 応急仮設住宅の運用の緩和について（まち整備課）

土砂災害による二次被害の恐れから、避難指示を発令中の地区に対しても応急仮

設住宅への入居を促していますが、避難指示の解除時期が流動的であることや、指示の解除後に即座に退去しなければならないという規定が足枷となり、対象地区住民は苦悩しています。仮設住宅の運用に弾力かつ柔軟な対応をお願いします。

3 なりわい再建支援補助金申請の簡素化について（商工観光課）

申請に係る見積もりは業者が繁忙で複数者からの取得が難しく、また、古い店舗には建物図面が無く、新たな図面作成は困難です。このため、添付書類の緩和をお願いします。

4 仮設住宅入居者のデイサービス利用について（健康福祉課）

石川県では、応急仮設住宅の公共スペース等を活用した要介護高齢者等に対する総合相談やデイサービス等を包括的に提供する拠点整備を、国予備費で補助することですが、本町では、敷地内の建設スペースの確保に加え、デイサービスの稼働状況や事業者、人員の確保の問題から難しいと考えます。

このため、既存のデイサービスを活用し、仮設住宅からの送迎により、仮設住宅入居者、介護未認定者にも既存のデイサービス事業所を拠点とした交流の場の活用を図りたいので、これに対する支援をお願いします。

5 下水道事業における効率的な対応について（まち整備課）

下水道事業の復興では各省（特に、農水省、環境省）の連携が弱く感じます。効率的で機動的な連携体制の強化に向け、情報伝達や連絡調整の窓口一本化と連携支援体制の構築、各省所管で異なる手続や基準書等を統一化し、業務の省力化をお願いします。

6 下水道事業の経営戦略の改定推進交付要件等の例外措置について（まち整備課）

総務省の公営企業の経営戦略の改定により、上下水道事業の経営戦略を見直す予定でしたが、震災の経営への影響が不透明で、料金改定の分析が困難な状況です。

経営戦略の改定や国交省の社会資本整備総合交付金等の交付にかかる使用料改

定の検討期限は令和7年度までと定められていますが、実情を鑑み、例外措置又は緩和措置をお願いします。

7 震災復旧復興に係る人材の不足について（総務課）

現在、復興に向けた国の災害査定に向けて鋭意努力していますが、技術系職員が圧倒的に不足しており、道路・橋梁、農・水産業基盤復旧工事の人材が必要です。

このことから、任期付き職員も含めて石川県に要望をしています。今後も中長期派遣職員を継続して要望していきます。

8 被災した小学校の復旧・復興について（学校教育課）

被災した小学校の復旧は、国の制度では被災前と同じ状況に戻すことになっていますが、将来的な児童生徒数の減少を見据えた学校の再編又は小中一貫校の建設などに柔軟に対応できるようお願いします。

9 スポーツ施設改修事業の弾力化について（生涯学習課）

被害を受けた体育施設は、公立社会教育施設災害復旧補助金を活用して復旧工事を計画していますが、一次避難所として利用する場合は、老朽化修繕も含め空調設備の新設など機能強化の工事も対象になるようお願いします。